

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
倉敷市	浅原園芸組合	令和3年3月25日	令和5年3月23日

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	22.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22.4ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.7ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.9ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

生産者の約6割が70代以上であり、高齢化による園地の規模の縮小、生産戸数の減少が予想される。
新規就農者の確保が必要だが、新規就農者を受け入れるための園地の確保が難しい。
灌水設備や農道が未整備の園地が多く、生産効率、安全性の面で整備が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

栽培面積の目標を、担い手は150a、新規就農者は100aに設定し、園地面積の維持・拡大を推進する。将来にわたって維持すべき園地を指定し、中心経営体となる担い手、認定新規就農者への集約を図る。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

新規就農者の受け入れ

高齢農家の離農による産地規模の縮小を防ぐために、「就農促進トータルサポート事業」を積極的に活用し、新規就農者の確保(令和4年度までに3人)を図る。

園地の効率的な利用

灌水設備や農道が未整備な園地が多いため、省力化や安全性のために市、県と連携して整備を進める。将来にわたって維持すべき園地の指定、計画的な改植、耕作放棄地の再生利用等、効率的な生産体制を構築する。

5 中心経営体

別紙のとおり